

（制動灯）

**第134条** 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第39条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える制動灯にあっては、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上）であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。
- 二 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。
- 三 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
- 四 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 五 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）又は補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h（最高速度が80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が、2.2m/s<sup>2</sup>以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
- 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.35m以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り

付けられていること。

三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2 m以下となるように取り付けられていること。

四 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、前2号に規定するほか、第128条第3項第4号及び第5号の基準に準じたものであること。

五 制動灯は、点滅するものでないこと。

六 制動灯の直射光又は反射光は、当該制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

七 制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。

八 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同項第4号に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項に掲げた性能のうち同項第4号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

九 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t以下のもの（被牽引自動車を除く。）並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車を除く。）であって、次のイからハまでの条件をすべて満足する場合にあっては、第2号の基準は適用しない。この場合において、上縁の高さが地上2.1 m以上となるように取り付けられたものにあっては、第1項第3号の規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

イ 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

ロ 後面の両側に備える制動灯が左右2個ずつであり、下側に備える制動灯にあっては、照明部の上縁の高さが地上1.5 m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2.1 m以下）であり、かつ、照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

ハ 後面の両側の上側に備える制動灯にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

4 次に掲げる制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一

の位置に備えられた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯